

『外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 外国投資家による投資の形態

外国投資家がサウジアラビア（以下「サウジ」という）において投資する方法として、サウジに現地法人を設立する方法のほか、同国に支店を設立する方法がある。現地法人を設立する方法を選択する場合、最も一般的な形態は有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）であるが、株式会社（Joint Stock Company ; JSC）を利用することもできる。株式会社には公開型と非公開型の双方があるが、公開型は、主に、銀行、電気通信および保険等の分野で利用されている。

以下、外国投資家がサウジに有限責任会社、株式会社または支店を設立する場合にかかわる最低資本金額と出資比率について説明する。

2. 最低資本金額と出資比率に関する規制

外国投資家が参加する有限責任会社等にかかわる最低資本金額と出資比率に関する規制は、基本的には、事業体の形態と事業活動の内容に応じて細分化されている。しかし、サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）による規制内容の見直しが適宜加えられており、その結果は必ずしも正式に公表されるものではない。また、2005 年 12 月にサウジが世界貿易機関（World Trade Organization ; WTO、以下「WTO」という）に正式加盟したことに伴い、最低資本金額と出資比率に関する規制の内容は、順次変更されている。さらに、2007 年 7 月には、サウジ資本または湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council ; GCC）加盟国資本が 100%出資する有限責任会社については、出資者間で合意した最低資本金額を定款に記載することにより資本金額と各々自らの出資比率を決定することを可能とする自由化が図られている。

次の一覧表は、2009 年 1 月に SAGIA による規制内容の見直しがなされた結果と WTO が 2006 年 3 月に発表した「THE KINGDOM OF SAUDI ARABIA -

SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS」等に基づき、最低資本金額と出資規制のうち、主なものを例示するものであるが、すべての場合を網羅するものではない。また、最低資本金額と出資比率に関する規制の内容には随時変更が加えられており、SAGIA によってこれらとは異なる最低資本金額または出資比率を求められる場合があることから、最新の情報については事前に調査する必要がある。

	最低資本金額	外資による出資比率の上限
有限責任会社 (LLC)	(1) サービス業：10 万サ ウジ・リヤル（以下 「SR」という） (2) 製造業：100 万 SR (3) 農業：2,500 万 SR (4) 卸売流通業と小売流 通業：2,666 万 6,700SR（外資出資分 の最低資本金は 2,000 万 SR） (5) 貿易業：2,666 万 6,700SR（外資出資分 の最低資本金は 2,000 万 SR） (6) その他：50 万 SR なお、有限責任会社は、原則 として、銀行業その他の金融 業、証券業、または保険業を 行うことができない。	(1) サービス業：100% (2) 製造業：100% (3) 農業：100% (4) 卸売流通業と小売流 通業：75% (5) 貿易業：75% (6) その他：100%
株式会社 (JSC)	(1) 非公開株式会社：200 万 SR (2) 公開株式会社：1,000 万 SR ただし、 (3) 銀行業その他の金融 業、証券業、証券取 引業務、カスタディ 業務：5,000 万 SR	(1) サービス業：100% (2) 製造業：100% (3) 農業：100% (4) 卸売流通業と小売流 通業：75% (5) 銀行業その他の金融 業、証券業：60% (6) 保険業：60%

	仲介業務：200 万 SR 助言業務：40 万 SR (4) 保険業：1 億 SR 再保険業：2 億 SR	
支店 (Branch)	サービス業については、50 万 SR。その他の事業については、有限責任会社の場合と同様。	—

3. 出資のプロセス

外国投資家は、有限責任会社、株式会社および支店のいずれにおいても、SAGIA から外国投資ライセンスを取得した後、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）において商業登記を行う必要がある。商業登記の申請時には、資本金の全額の払込みが SR 通貨により適式に行われたことの証明書（資本金預託証明書）をサウジの認可された銀行から取得した上、同証明書を添付する必要がある（商業登記に関する詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）](#)』参照）。

【関連 URL】

World Trade Organization ; WTO（世界貿易機関）（サウジのWTO加盟に関する情報ページ）

http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/al_arabie_saoudite_e.htm

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・

助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。